

まつもと冬割キャンペーンクーポン取扱実施要綱

(趣旨)

第1条 松本市（以下「市」という。）は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、特に大きな打撃を受けた観光産業の早期回復を図るため、市内における宿泊を伴う旅行者に対し、予算の範囲内において、市内飲食店や観光施設等（以下、「参加事業者」という。）利用できるクーポンを交付することとする。

(事務取扱者)

第2条 市からまつもと冬割キャンペーン事業運営を委託された「まつもと冬割キャンペーン事務局」（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(クーポンの内容)

第3条 金額は本キャンペーンで実施する宿泊割引の対象者1泊1人に対して2,000円とする。なお、部屋貸しの場合には1部屋あたり2,000円を交付する。

2 本クーポンは参加事業者における物品の販売及び役務の提供などの取引において利用ができるものとする。

3 利用期間は、本キャンペーンが適用された宿泊旅行のチェックイン日から令和4年3月31日までとする。

4 支払い1回あたりの使用金額については制限を設けない。

(事業の一時停止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業を一時中断する場合がある。

(1) 松本圏域が、感染症により長野県の定める警戒ステージのステージ5（特別警戒II）発令期間中であるとき。

(2) 長野県以外の地域が、感染症により地域の往来の抑制及び外出自の自粛等の発令期間中であるとき。

(3) その他、事務局が中止と判断したとき。

(対象事業者について)

第5条 次の各号に該当する事業者とする。

(1) 松本市内で営業している飲食店、お土産店、観光施設（スキー場、日帰り温泉など）、交通事業者など

(2) クーポン利用者に直接、物品の販売やサービス等を提供できる店舗・事業所

(3) 事務局が示すクーポンの利用方法に対応できる事業者

(4) 次のアからウに該当する店舗・事業所は除く。

- ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- ウ 上記のほか、本事業の趣旨にそぐわないと事務局が判断したもの。

(参加事業者の遵守事項)

第 6 条 クーポンの利用について以下の各号を遵守すること。

(1) クーポンの盗難、滅失または偽造、模造に対して市及び事務局は責を負わない。

(2) 本クーポンは下記ア～キに記載の取引には使用できないものとする。

ア 国や地方公共団体等への支払い(税金、電気、ガス、水道等の公共料金)

イ 事業活動に伴う仕入れ商品等の購入

ウ 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの

エ 当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)第 2 条に規定する当せん金付証票(宝くじ)及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号)第 2 条に規定するスポーツ振興投票券

オ 現金との換金、金融機関への預け入れ

カ たばこ事業法(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ

キ 家賃、地代の支払い

(3) 参加事業者で独自にクーポンの利用対象外となる商品を定める場合(特売品など)は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。

※上記の禁止行為、または利用対象外への商品券の使用が発覚したときには、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合がある。

(4) クーポンの利用期間中に参加事業者の都合による、クーポン取扱の停止は原則、できないものとする。

2 参加事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 役員等(参加事業者が個人である場合にはその者を、参加事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、参加事業者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が松本市暴力団排除条例(平成 24 年 4 月 1 日施行)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認めら

れるとき。

イ 暴力団（松本市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 参加事業者は、前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（申し込み及び登録）

第7条 対象事業者指定申請書及び添付書類の提出先は事務局とし、まつもと冬割キャンペーンホームページ申し込みフォームにて受付を行う。申し込みに関する詳細については次のとおりとする。

（1）申し込みフォーム

まつもと冬割キャンペーンホームページ

リンク：<https://www.matsumoto-kanko.jp/>

（2）申し込み先

まつもと冬割キャンペーンクーポン事務局

営業時間：平日10:00～17:00（土日祝、年末年始休業 ※12月中のみ土日営業）

住所：〒390-0811 長野県松本市中央2丁目6-1 リーガル松本ビル1階

電話：0263-36-5015

Mail：matsumotofuyuwari_coupon@nta.co.jp

（3）申し込み期限 令和3年11月19日（月）17時まで

対象事業者への登録は前項の提出期限内のみ受け付け、期間終了後の申請は受け付けない。ただし、申請の状況により再度募集を行うことがある。

（4）申込時必要情報

申し込みフォームへの必要事項入力とあわせて、下記必要書類を画像データにてアップロードすることとする。

ア 指定口座通帳の写し

イ 店舗紹介写真

(5) 申し込み方法

前号申し込みフォーム上での提出とする。ただし、事業者の希望に応じて事務局が承認した場合に限り、郵送での提出も認めることとする。

(6) 留意事項

市内に複数店舗を営業している事業者は、店舗ごとに申し込むこと。

2 まつもと冬割キャンペーン宿泊割引事業へ参画する宿泊事業者のうち、自施設内の飲食やサービス提供において本クーポン取扱に参画する者は、宿泊割引登録申請のほか、本登録申請も行うこととする。

3 まつもと冬割キャンペーンホームページからの登録申込み後、事務局の審査を経て、参加事業者として承認する。なお、承認となった事業者に対し、取扱加盟店マニュアル等を後日配布する。

(クーポンの精算)

第8条 事務局は、当月末までの実績について、実績を確認した日から30日以内に参加事業者にクーポンの精算を行うものとする。

(クーポンの精算条件)

第9条 対象事業者は、次の各号を守らなければならない。

(1) 本規定に従うこと。

(2) 参加事業者は、まつもと冬割キャンペーンに係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(3) 参加事業者は、まつもと冬割キャンペーンに関する帳簿及び証拠書類を整備し、クーポンの精算を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(状況報告書及び調査)

第10条 対象事業者は、必要に応じて事務局が行う報告および調査に応じなければならない。

(クーポン精算の取消し)

第11条 事務局は、参加事業者がこの規定の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、クーポンの精算の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、クーポンの精算後においても適用する。

(クーポン精算額の返還)

第12条 事務局は、クーポン精算を取り消した場合において、参加事業者の当該取消

しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた参加事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちにクーポン精算を受けた額を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第13条 参加事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第14条 この規定に基づく手続き及びまつもと冬割キャンペーンの実施に関し、参加事業者が不利益を被る場合であっても、市及び事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(問い合わせ)

第15条 まつもと冬割キャンペーンクーポン事務局

営業時間：平日10:00～17:00（土日祝、年末年始休業 ※12月中のみ土日営業）

住所：〒390-0811 長野県松本市中央2丁目6-1 リーガル松本ビル1階

電話：0263-36-5015

Mail：matsumotofuyuwari_coupon@nta.co.jp

第16条 この規定に定めのない事項については、市と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。